

運用基準の補足として今後定めていくもの

令和6年 11 月 26 日
内閣府

これまで委員からいただいた下記の指摘については、運用基準の補足として、今後定めることを予定している「ガイドライン」もしくは「Q&A」の中で、明示していくこととする。

1 情報指定

(1)複数の事業者等から提供された情報を行政機関において集約・加工して生成したような情報は、提供された元の情報とは別物であることを周知する必要。

以下のような内容を明示する予定。

- ・このような方法で行政機関において生成した情報は、事業者等から提供された情報とは別である。

2 適性評価

(1)事業者の従業者を適性評価対象者の候補として「名簿」に掲載するにあたり、対象者本人に説明や同意がなされる際、事業者内の説明にばらつきが出ないよう、なにかしらの指針を示していく必要。

今後、定めていく予定。

現時点の案は、「別紙」(7ページ以降)のとおり。

(2)「重要経済安保情報を取扱うことが見込まれる者」には、たとえば、求職者などは含まれるのか。含まれるのであれば、その際の留意事項なども含めて明らかにすべき。

以下のような内容を明示する予定。

- ・重要経済安保情報を取扱うという条件で採用されることになる求職者は含まれる。そのため、適合事業者の中途採用において、採用・内定前の段階から適性評価を開始することは可能。
- ・適合事業者においては、適性評価の結果が通知されるまでにどの程度の期間を要するかはあらかじめ分からないためその間に求職者を不安定な地位に置くことになる、ということに留意が必要。

(3)派遣労働者も「見込まれる者」に含まれるのか。その場合に、労働者派遣法との関係で留意すべきことはあるか。

以下のような内容を明示する予定。

- ・ 派遣労働者も含まれる。
- ・ その場合、労働者派遣法第 26 条第6項において、労働者派遣（紹介予定派遣を除く。）の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者を特定することを目的とする行為（特定目的行為）をしないように努めなければならないとされていることから、派遣先の適合事業者が適性評価の同意取得手続をするために派遣労働者に接触する際は、同法第 35 条に基づき派遣元から派遣対象労働者の通知があった後に行う必要があること等に留意する必要がある。
- ・ なお、労働者派遣契約において、派遣対象の業務として「重要経済安保情報を取り扱う業務」と書くことや、「当該業務に従事できる者は適性評価により当該情報を漏らすおそれがないと認められた者に限られる。」と書くことも可能。

(4)過去に「重要経済安保情報を取扱った場合に漏らすおそれがないと認められた者」であった者を採用するようなケースにおいて、採用予定者が、本当に「漏らすおそれがないと認められた者」であったか否かを確認するには、どうすればよいか。

以下のような内容を明示する予定。

- ・ 行政機関に照会することとした場合、このような照会に対して行政機関が回答をすることは、法第 16 条第1項の目的外利用の禁止に抵触する可能性がある。
- ・ そのため、この採用予定者を、適性評価対象者の候補として「名簿」に掲載し、行政機関の長に、適性評価の実施を求めるという方法が可能。

(5)適性評価の結果が通知されるまでの期間の目安となるようなものを示すべき。

以下のような内容を明示する予定。

- ・ 行政機関において、今後の運用も踏まえつつ、目安の期間を示していくことを検討するものとする。

(6)適性評価を得ている者を対象に手当を支給することは可能なのか。

以下のような内容を明示する予定。

- ・ あくまでも、「重要経済安保情報の取扱いの業務に従事している」といった業務の難易度やその遂行能力を全体として評価するという前提で、可能。
- ・ なお、諸外国では、適性評価（信頼性の確認）を受けることで情報の取扱いや保全に関し一定の知見があり、秘密情報を扱う業務にも従事できることから、社会での活躍の幅が広がるものと認識されているとの指摘もあり、官民双方において、これらの者に対する処遇面も含めて、情報保全の重要性の理解の醸成に努めることが重要。

3 適合事業者

(1) 適合事業者となる予定の事業者に対して、事前に情報提供する行為は、事業者との間で一種の信義則もしくは信義衡平の原則としての信頼関係が構築される端緒となり、仮に最終的に契約に至らない場合でも一つの法的な関係が成立することになる、という点には留意が必要。

以下のような内容を明示する予定。

- ・ 適合事業者となる予定の事業者に対して、事前に情報提供(注:重要経済安保情報ではない)する行為は、事業者との間で一種の信義則もしくは信義衡平の原則としての信頼関係が構築される端緒となり、仮に最終的に契約に至らない場合でも一つの法的な関係が成立することになる、という点には留意が必要。

(2) 適合事業者の認定の申請の際に必要な「保護責任者」とは、どのような立場の者であるのか。

以下のような内容を明示する予定。

- ・ 「保護責任者」とは、事業者内において重要経済安保情報の管理業務を総括し、事業者内における重要経済安保情報の管理に責任を負う者を想定。
- ・ 事業者内でそうした責任を負うにふさわしい職責を有している者であることが望ましく、重要経済安保情報の取扱いの業務が複数の事業部にまたがっている場合等、複数の保護責任者が指名されることは差し支えない。

(3) 適合事業者の認定の申請の際に必要な「業務管理者」とは、どのような立場の者であるのか。

以下のような内容を明示する予定。

- ・ 「業務管理者」とは、重要経済安保情報を取り扱う予定のそれぞれの場所を管理する責任を負う者を想定。
- ・ 工場や本社など、事業者内において、複数の場所において重要経済安保情報の取扱いが予定されている場合には、それぞれの場所において、そうした責任を負うにふさわしい職責を有している者であることが望ましい。

(4) 適合事業者の認定の申請の際に必要な「内部規程」のひな型などは示されるのか。

今後、定めていく予定。

(5) 適合事業者の認定のために必要な施設として、どのようなことが求められるのか。

以下のような内容を例示する予定。

- ・ 重要経済安保情報を取り扱う者以外の者が当該情報に触れることがないようにするため、執務室等(保管用の部屋を含む。以下同じ。)の状況に応じ、下記①～④の措置を講じるものとする。

① 執務室等

- ・ 執務室等(保管用の部屋を含む)において、状況に応じ不適切な侵入があった際に従業員もしくは警備員が対応できるよう、例えば執務室等の扉の開閉及び侵入を感知し、警備室等に自動で連絡がなされる装置(停電時でも作動するものが望ましい)の設置など適合事業者を認定する行政機関において適切と認める措置を講じる。
- ・ なお、上記装置の設置が困難な場合であっても、当該執務室等の状況等に応じ、以下に掲げるその他物理的措置を講じることにより、当該執務室への侵入等のリスクを低減し、重要経済安保情報の保全徹底を図る。

「その他物理的措置」の具体例

(外柵)

- ✓ 不特定多数の者が特段の制約なく保全施設を含む社屋へアクセス可能となっている場合については、当該保全施設が含まれる社屋又は当該社屋が含まれる建物の敷地全体のいずれかを金網等で周囲を囲み、赤外線措置を講じるものとする。なお、社屋への入場時に職員証による認証がなされるなど、職員以外の者の入場制限を課している場合にはこのような措置は要さない。

(天井、壁、床)

- ✓ 容易に破壊されないよう、例えば鉄筋コンクリート又は頑丈な不燃性の資材を用いるなど適合事業者を認定する行政機関において適切と認める措置を講じる。

(出入口)

- ✓ 執務室等の出入口は原則一か所とすることが奨励されるが、複数個所の出入口とする場合については、不用意に開閉可能としないなど適合事業者を認定する行政機関において適切と認める措置を講じる。
- ✓ 緊急時においても照明が確保できるよう、扉上部に停電時にも機能する照明装置(常夜灯)を設置するなど適合事業者を認定する行政機関において適切と認める措置を講じる。

(扉及び錠)

- ✓ 容易に侵入できないよう、出入口に関しては、容易に開錠が困難な鍵の採用や、あるいは職員証による認証もしくは生体認証といった機器を設けることが推奨される。
- ✓ やむを得ず、通常の鍵とする場合、例えば(警報装置)の欄にあるように、不適切な侵入を検知し、当該侵入を警備員が認知できる措置を講じるなど適合事業者を認定する行政機関において適切と認める措置を講じる。

(窓)

- ✓ 窓がない部屋での扱いが推奨されるが、窓が設置されている場合に関しては、窓の強度を確保するほか、社屋における警戒措置(警備員による見回りなど)を含め、容易に破壊・侵入されないよう適合事業者を認定する行政機関において適切と認める措置を講じる。
- ✓ 窓については、外部から容易に盗み見られないようブラインドを設けるなど遮蔽措置を講じる。

(開口部)

- ✓ ダクト、通風調整装置、天窓、下水溝、トンネル等の開口部については、大きさ、形状から不法侵入、盗見、盗聴のおそれがある場合には、金網や鉄格子を取り付けるなど適合事業者を認定する行政機関において適切と認める措置を講じる。

②保管容器

- ・ 三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱など、施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

③保護のための施設設備

- ・ 間仕切りの設置、クロスカット裁断など裁断後の復元が困難な裁断機の設置

④電子計算機の使用の制限等

- ・ 重要経済安保情報は、スタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機で扱う(保管のみならず、作成においても同様とする。)
- ・ 当該電子計算機については、顔認証をはじめとする生体認証などの活用により、アクセス制限を講じる。

(6) 適合事業者の認定に必要となる施設設備の整備に際し、行政機関から何らかの支援を受けることは可能なのか。

以下のような内容を明示する予定。

- ・ 行政機関の要請により重要経済安保情報を提供又は保有させる場合や、所要の施設設備の整備が政府調達における契約に含まれる場合など、その態様により経費負担のあり方は異なるため、状況に応じて適合事業者を認定する行政機関に相談することは可能。

(7) 子会社や委託先など必ずしも自社のみでは、施設要件を満たせない場合には、親会社や委託元の会社が施設設備を用意すればよいといった運用はあり得るのか。

以下のような内容を明示する予定。

- ・ 適合事業者の子会社や委託先等が重要経済安保情報を取扱うことが想定される場合には、子会社や委託先等についても適合事業者の認定を受けることが必要。
- ・ ただし、たとえば、重要経済安保情報を子会社や委託先等の施設内で保管・管理することをせず、適合事業者の保管・管理区画のみで取り扱うということが想定されているのであれば、必ずしも子会社や委託先等において、特別な施設設備を設けることまでは求めない。

(8) 適合事業者の認定にあたり、社長や取締役会メンバーが、適性評価を受けていることが必要なのか。

以下のような内容を明示する予定。

- ・ 適合事業者の認定は、あくまでも運用基準第5章第1節2(2)及び(3)に基づいてされるものであり、社長や取締役の方々が適性評価を受けていることは要件ではない。
- ・ もちろん、社長や取締役の方々が、実際に重要経済安保情報を取り扱うのであれば、適性評価は必要。

(9)公開会社では議決権保有割合は常に変動する。事業者に過度な負担とならないような仕組みとすべき。

以下のような内容を明示する予定。

- ・ 議決権割合の変動に関しては、あくまでも実際に閾値を越えた時点で申請いただくのが原則ではあるが、特に上場会社においては、常時その変動を把握するのは困難であるという実態に鑑み、事業者(発行会社)として、その変動により閾値を超えたことを認識した時点で改めて申請する、ということで構わない。

(10)適合事業者となった事業者が、自社が適合事業者である旨を対外的に表明することは可能なのか。

以下のような内容を明示する予定。

- ・ 法第16条第2項の目的外利用の禁止に抵触する行為ではない。
- ・ 一方で、こうしたことを表明すれば重要経済安保情報の漏えいの働きかけを受ける対象となり得るリスクを十分に認識し、規範意識を高めることが求められる。

(11)重要経済安保情報を取扱う場所であっても、労働安全衛生等の観点から立入りなどが必要になるが、こうした立入は可能なのか。

以下のような内容を明示する予定。

- ・ 他法令の規定等により必要があるときには、重要経済安保情報の保護のために必要な措置(業務管理者など適切な人間を立ち会わせること、保護措置(保管容器への格納、他の区画への移動、被覆等)を講じた上で、適性評価を得ていない者も含めて立入らせることは可能。

(12)適合事業者と行政機関の間で締結される「契約」のひな型などは示されるのか。

今後、定めていく予定。

・

事業者内で従業員の方に提示する説明書の参考様式

重要経済安保情報を取扱うことを予定されている事業者において、従業員の方に、実際にその取扱いの業務に当たっていただくためには、重要経済安保情報の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（運用基準）第４章第２節２（１）②に規定する、同意を得ていただくことが必要です。

本資料は、その同意を得ていただくために、事業者の内部説明用資料の一例として作成したものです。

実際の適性評価の手続にあたり、次頁で定めている様式等を、行政機関に提出いただく必要はありません。また、それぞれの実情等に応じて、例えば、法令の趣旨の範囲内で、業務内容の説明や、重要経済安保情報を取り扱う部署への異動があり得ること適性評価を受けた者に対する就業規則等による制約（海外渡航時の事前届出等）が生じ得ることを付記いただくことは差し支えありません。

年 月 日

〇〇 様

（適合事業者名）

重要経済安保情報を取扱う業務が予定されている方へのお知らせ

あなたには、当社において、行政機関から提供される重要経済安保情報を取扱う業務を行っていただくことを予定しています。

ただし、実際に、重要経済安保情報の取扱いの業務を行っていただくためには、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）」に基づき、行政機関が実施する適性評価を受けていただく必要があります。

適性評価を受けていただくために、まずは、当社から行政機関に提出する名簿に、あなたを掲載することになりますが、この名簿掲載にあたっては、あなたからの同意が必要です。

今後の手続き等をご理解の上、名簿掲載に同意される場合には、別添2の名簿掲載の同意書を以下の担当宛てに提出してください。なお、名簿掲載に同意されない場合には、適性評価を受けていただく必要はありませんし、当社としてもその理由を問いません。

ご不明な点等についての問い合わせやご相談についても、以下の担当までお願いします。

（添付資料）

- ① 別添1 適性評価について
- ② 別添2 名簿掲載の同意書

<担当>

部署名

電話

電子メール

適性評価について

1. 適性評価とは

適性評価とは、重要経済安保情報の取扱者を適性（重要経済安保情報を漏らすおそれがないこと）が認められた者に限定するための制度です。

「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」では、重要経済安保情報を取り扱う業務に従事するためには、適性評価によって、適性が認められなければならないとされています。

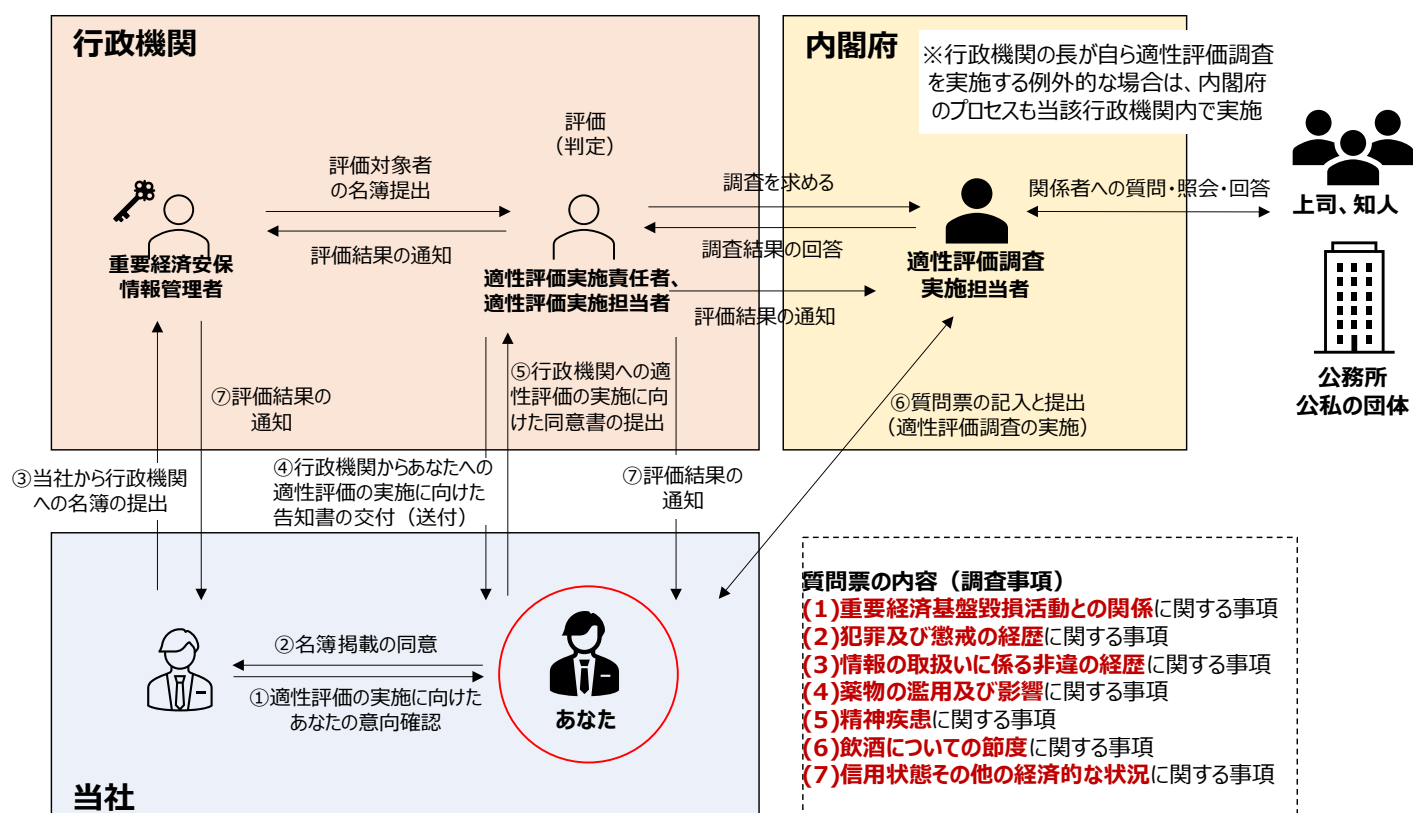
また、適性評価の実施にあたっては、以下のようなことが決められています。

- ①本人の同意を得て調査を行うこと
- ②法定項目以外の事項についての調査を禁ずること
- ③評価結果その他適性評価で得られた個人情報の目的外利用を禁ずること
- ④苦情の申出ができること

なお、適性評価は、各行政機関が行いますが、適性評価のための調査は、原則として、内閣府が行うこととされています。

2. 適性評価の流れ

適性評価の流れは、以下のとおりです。



①適性評価の実施に向けたあなたの意向確認

- ・あなたが、実際に重要経済安保情報の取扱いの業務を行うためには、行政機関からの適性評価を受けていただく必要があります。
- ・まずは、説明資料（本紙、別添１）をよく読んで、今後の手続や実際の調査内容などをご理解いただいた上で、適性評価の実施に同意するかどうかを判断してください。
- ・②の「名簿掲載」に同意すると、適性評価の手続が開始されます。
- ・仮に、「名簿掲載」に同意しない場合でも、当社はその理由を問いませんし、あなたに対して不利益な取扱いをすることはありません。政府が定めているルールにより禁止されています。

②名簿掲載の同意

- ・適性評価の実施に同意する場合には、別添２の「名簿掲載の同意書」を〇〇まで提出してください。
- ・その後、行政機関の適性評価実施担当者から、改めて⑤の「適性評価の同意確認」がありますが、それまでの間も含めて、同意はいつでも取り下げることが可能です。
- ・当社は、同意を取り下げた理由を問いませんし、あなたに対して不利益な取扱いをすることはありません。政府が定めているルールにより禁止されています。

③当社から行政機関への名簿の提出

- ・あなたから、②の「名簿掲載の同意書」が提出され、同意が確認された場合、当社から、あなたの氏名、生年月日等を記載した名簿を行政機関の重要経済安保情報管理者に提出します。
- ・なお、あなたに適性評価を実施するかどうかを最終的に判断するのは行政機関になりますので、名簿掲載に同意した場合でも、適性評価が実施されない可能性があります。
- ・あなたの適性評価を実施しない場合には、行政機関から当社に対して通知がありますので、あなたにも連絡します。

④行政機関からあなたへの適性評価の実施に向けた告知書の交付（送付）

- ・あなたに適性評価を実施することが行政機関において決定された場合には、行政機関の適性評価実施担当者から、直接あなたに対して、「適性評価の実施に当たってのおしらせ（告知書）」（以下、告知書）という説明資料が交付（送付）されることになります。

⑤行政機関への適性評価の実施に向けた同意書の提出

- ・行政機関から交付（送付）される告知書の中に、「適性評価の実施についての同意書」が同封されています。同意する場合は、同意書をあなたが直接行政機関に送付してください。
- ・あなたが適性評価の実施に同意しない限り適性評価は実施されませんし、一度適性評価の実施に同意したあとも、適性評価の結果が通知されるまでは、いつでも同意を取り下げることが可能です。同意を取り下げた場合は、直ちに適性評価の手続は中止されます。
- ・あなたが適性評価の実施に同意しなかった事実や、同意を取り下げた事実は、行政機関から当社にも共有されることになっていますが、当社において、これらの事実のみをもって、あなたに不利益な取扱いをすることは、法律により禁止されています。また、行政機関においても、こうした情報を、「重要経済安保情報の保護」以外の目的で利用することは法律により禁止されています。

⑥質問票の記入と提出（適性評価調査の実施）

- ・⑤の「適性評価の実施についての同意書」が提出されると、行政機関からあなたに対して、「質問票」が送付されてきます。
- ・「質問票」では、あなたの国籍や職歴などの基本事項のほか、あなたと配偶者の家族構成などについて尋ねられますので、正確に回答してください。（質問票はこちらの URL から御確認ください）
- ・回答した質問票は、あなたから直接行政機関に提出してください。上司等に確認してもらう必要はありませんし、仮に、上司等から回答内容の質問があった場合でも、応える必要はありません。
- ・別途、適性評価調査実施担当者からあなたに対して、本人確認書類や旅券の写し等資料の提出が求められる場合があります。
- ・適性評価調査実施担当者は、あなたに対する調査とは別に、あなたをよく知ると思われる人に対して、「調査票」に基づく調査をしています。（調査票はこちらの URL から御確認ください）
- ・適性評価調査実施担当者は、質問票の回答や調査票の記載内容について確認する必要がある場合、あなた自身のほか、あなたの上司や同僚などの知人その他関係者に対し、あなたに関する質問を行うことがあります。
- ・また、適性評価調査実施担当者は、公務所又は公私の団体に対し、あなたが提出した質問票の回答内容について照会する場合があります。
- ・回答した質問票を提出した後、適性評価の結果が通知されるまでの間に、回答内容に変更が生じた場合は、速やかに適性評価調査実施担当者にその旨を連絡してください。

別紙 （２（１）関係）

- ・あなたに適性評価の結果が通知されない場合、適性評価実施担当者に、適性評価の進捗状況を問い合わせることができます。

⑦評価結果の通知

- ・評価結果は適性評価実施担当者からあなたに通知されるとともに、当社にも通知されます。
- ・あなたが重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた場合には、行政機関から送付される「重要経済安保情報の保護に関する誓約書」（誓約書はこちらの URL から御確認ください）を適性評価実施担当者に提出してください。（誓約書の詳細は、後述の【５．「重要経済安保情報を漏らすおそれがない」と認められたときをお願いすること】を確認してください）。
- ・あなたが重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、適性評価の結果とともにその理由が通知されます（※事前に理由の通知を希望しない旨を申し出ていた場合には、その限りではありません。）。
- ・適性評価のために行政機関が収集した個人情報は、原則 10 年間は行政機関において保存されることになります。なお、適性評価手続き開始後に同意を取下げた場合でも、取り下げまでに収集した個人情報は 3 年間保存されることになります。

3. 苦情の申出について

あなたは、適性評価を行った行政機関に対して、適性評価の結果などについて、苦情を申し出ることができます。苦情を申し出たことにより、当社や行政機関があなたに対して、不利益な取扱いを行うことは、法律により禁止されています。

4. 相談の申出について

あなたは、適性評価に関連して不利益な取り扱いを受けた場合や適性評価の実施に当たって提供した個人情報を重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用されたと感じた場合などの相談について、適性評価を行った行政機関の相談窓口のほか、内閣府の相談窓口へ申し出ることができます。

5. 「重要経済安保情報を漏らすおそれがない」と認められたときをお願いすること

あなたが重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められたときは、以下のことを、誓約書にて、誓約することになります。

- ・重要経済安保情報の取扱いの業務を行うに当たって、関係法令等を遵守すること
- ・重要経済安保情報の保護に努め、これを漏らさないこと
- ・以下の事情に該当する場合には、原則 10 年間は、速やかに重要経済安保情報管理

別紙 （２（１）関係）

者に申し出ること

- （１） 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
- （２） 罪を犯して検挙されたこと。
- （３） 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- （４） 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- （５） 違法な薬物の所持、使用など薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
- （６） 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
- （７） 飲酒により、けんかなどの対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
- （８） 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
- （９） 重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

また、当社は、行政機関との契約により、あなたの上司等が、あなたについて上記の事情があると認めた場合には、行政機関に報告することが求められています。報告の結果、行政機関において、あなたが、「重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある」と判断した場合には、重要経済安保情報を取扱うことができなくなる可能性がありますので、ご了承ください。

6. 留意事項

適性評価の結果、「重要経済安保情報を漏らすおそれがない」と認められ、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととなった場合、当社から以下のような行動をお願いさせていただく場合があります。

例）・海外渡航時に不審な働き掛けを受けるなどした場合には当社や上司等に相談いただくこと。

- ・SNS など不特定の人が閲覧できるような環境において、自らが適性評価を得ていることを掲載する等の行為をしないように努めること。

確認票 (各事項について確認が完了しましたらチェックしてください。)

確認事項	チェック欄
1 名簿掲載に同意をしない場合、その理由は問われません。	☐
2 最終的に適性評価を実施するかどうかの判断をするのは行政機関であり、この名簿掲載に同意した場合であっても適性評価が実施されない可能性があります。	☐
3 名簿掲載に同意後、適性評価の実施に当たっては、改めて適性評価実施担当者から同意の確認があります。	☐
4 3の際に適性評価の実施に同意しないことができるほか、手続途中でも同意の取り下げが可能です。	☐
5 適性評価が実施される場合には、質問票の調査事項に基づいて実施されることになります。	☐
6 質問票に記載した事項に関して、適性評価調査実施担当者が調査を行うにあたり、必要な範囲内で、あなた又はあなたの上司や同僚などの知人その他の関係者に質問し、資料の提出を求め、公務所または公私の団体に照会することがあります。	☐
7 収集された個人情報、原則 10 年間は行政機関において保存されることになります。なお、適性評価手続き後に同意を取下げた場合、それまでに収集された個人情報は、3 年間保存されます。	☐
8 実施された適性評価について、行政機関に苦情の申出をすることができます。また、苦情を申し出たことにより、当社や行政機関から不利益な取扱いを受けることはありません。	☐
9 適性評価の結果、「重要経済安保情報を漏らすおそれがない」と認められた場合、重要経済安保情報の保護に係る誓約書を適性評価実施担当者に提出するとともに、あなたに関し引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある場合、速やかに重要経済安保情報管理者に申し出ていただきます。	☐
10 あなたに引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある場合は、あなたからだけでなく、当社やあなたの上司等から、重要経済安保情報管理者へその旨を報告する場合があります。	☐
11 適性評価の結果、「重要経済安保情報を漏らすおそれがない」と認められた場合、一定の行動をお願いされることがあります。	☐
12 このお知らせをよく読み、適性評価の手続について理解しました。	☐

名簿掲載の同意書

私は、別添１の「適性評価について」を確認し、内容を理解した上で、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことを予定している者の名簿掲載について、以下のとおり回答します。

- ☐ 名簿掲載に同意します
☐ 名簿掲載に同意しません

年 月 日

氏名

- ※ 回答の変更などご相談がある場合は、以下の問合せ先までお願いします。
※ 名簿掲載の同意書を提出する際は、控えをとっておいてもかまいません。

<担当> 部署名 電話 電子メール
